

平成28年度 事務事業評価シート

1. 基本情報					
事務事業名	学校給食センター食材調達事業				
基本目標	豊かな心を育み活躍できるまちづくり				
基本施策	子どもの教育の充実				
施策	学校給食の充実を図ります				
所属名	教育部教育総務課学校給食管理室				
事業開始年度	平成10年度	事業終了年度			
新規継続区分	既存	事務事業類型	ソフト事業	実施計画区分	実施計画事業以外
実施主体	市が実施すべき	市補助金等区分	補助金等なし	外部化等改善	改善の余地なし
非実施影響	著しい障害	緊急性	直ちに発生	実施時効果	著しい好影響
根拠法令等	学校給食法、文部科学省「学校給食摂取基準」、食育基本法、磐田市学校給食条例・施行規則				
事業概要	①献立作成会 栄養教諭、学校栄養職員が献立年間計画表に基づき、献立を作成 ②物資委員会 献立に基づき、物資の選定及び決定 ③食材の発注 指定された物資納入業者へ食材を発注 ④物資納入業者の指定 業者からの申請により、学校給食運営委員会で物資納入業者の指定について、審議し、教育委員会で決定 ⑤学校給食費の決定 実施回数を含め、学校給食運営委員会で審議し、市長が決定				

2. 主な指標の状況							
	項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	物資委員会の開催（回）	計画値	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00
		実績値	11.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標	市内産野菜の使用割合（%）	計画値	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
		実績値	18.60	0.00	0.00	0.00	0.00

3. 平成27年度 事後評価結果 CHECK	
事業の方向性	B：現状のまま継続
これまでの見直し及び改善の経過	3センターの献立統一については、定期的にセンターの栄養士が打ち合わせを実施。栄養管理システムへの共通事項の見直し及び修正入力作業を実施したことにより、27年度3学期から献立の統一化が図られた。 地産地消は、各センターごとに市内産の使用に努めた。使用量が多いため必要量の確保が課題。 市内の豆腐製造業の廃業に伴い、市外業者の取扱品目の確認を行った。 学校給食費の未納は、児童手当からの徴収が可能となったため徴収率は上昇した。
活動単位の評価	地産地消は、一部のセンターでは食数が少ないことから使用率が高いが、使用量が多いセンターは関係機関と協議が必要。また、台風等の自然災害が生じ影響を及ぼした。 学校給食費の徴収は、今後も学校、教育総務課児童総務グループ、債権回収対策グループとの連携が必要。
見直しが必要な項目	地産地消は、JAに限らず、青果物を扱う地元の八百屋へも働き掛けが必要。市場からの流通にも期待したい。

4. 平成28年度 事中評価結果 CHECK・ACTION 平成29年度 事前評価結果 PLAN	
事業の方向性	B：現状のまま継続
活動単位の選択と集中	給食センター3箇所における栄養士の打ち合わせについては、今後も継続して実施する。 給食センター統一の献立作成は、従来、調理施設の違いから全ての献立について統一はできなかったが、公平に学校給食を提供する観点から、平成27年度3学期から基本献立の統一化を図った。今後も継続する。 地産地消については、JA地産地消課と相互に協力し、継続して推進する。
具体的な改革・改善の内容・時期・効果	センター3箇所の統一献立を作成するため、今後も栄養管理システムへの統一した入力作業を実施する。 平成27年度3学期から、基本献立を統一し実施する。また、物資委員会についても3センター合同で実施する。 園児、児童、生徒に対して、公平に学校給食が提供できる。 地産地消の推進については、JA地産地消課と調整し、可能な限り市内産の納入に努める。
活動単位の中長期的な方向性	施設の状況や炊飯施設の有無により、全ての献立を統一することは困難である。 施設、厨房機器等の老朽化が進んでいるため、改修や機器等の更新を行う必要がある。 第2次磐田市食育推進計画の学校給食における市内産野菜の割合を、平成29年度までに目標の20%を目指す。

平成28年度 事務事業評価シート

1. 基本情報					
事務事業名	単独調理場食材調達事業				
基本目標	豊かな心を育み活躍できるまちづくり				
基本施策	子どもの教育の充実				
施策	学校給食の充実を図ります				
所属名	教育部教育総務課学校給食管理室				
事業開始年度		事業終了年度			
新規継続区分	既存	事務事業類型	ソフト事業	実施計画区分	実施計画事業以外
実施主体	市が実施すべき	市補助金等区分	補助金等なし	外部化等改善	改善の余地なし
非実施影響	著しい障害	緊急性	直ちに発生	実施時効果	著しい好影響
根拠法令等	学校給食法、文部科学省「学校給食摂取基準」、食育基本法、磐田市学校給食条例・施行規則				
事業概要	①献立検討会 栄養教諭、学校栄養職員が献立年間計画表に基づき、献立を検討 ②献立作成会 栄養教諭、学校栄養職員、調理主任で献立について作成 ③物資委員会 献立に基づき、物資の選定及び決定 ④食材の発注 指定された物資納入業者へ食材を発注 ⑤物資納入業者の指定 業者からの申請により学校給食運営委員会で物資納入業者の指定について審議し、教育委員会で決定 ⑥学校給食費の決定 実施回数を含め、学校給食運営委員会で審議し、市長が決定				

2. 主な指標の状況							
	項目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	物資委員会の開催（回）	計画値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		実績値	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標	市内産野菜の使用割合（%）	計画値	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
		実績値	18.60	0.00	0.00	0.00	0.00

3. 平成27年度 事後評価結果 CHECK	
事業の方向性	B：現状のまま継続
これまでの見直し及び改善の経過	単独調理場の基本献立は、合併時から存続している。献立の反省を含め、検討会で改善している。 地産地消は、市内産の使用に努めた。 市内の豆腐製造業の廃業に伴い、市外業者の取扱品目の確認を行った。 学校給食費の未納は、児童手当からの徴収が可能となったため徴収率は上昇した。
活動単位の評価	地産地消は、単独調理場で平成21年度から順次実施し、平成23年度には15ヶ所全てで実施している。今後は、量、品質も向上するよう関係機関と協議が必要。また、台風等の自然災害などが影響を及ぼした。 学校給食費の徴収は、今後も学校、教育総務課児童総務グループ、債権回収対策グループとの連携が必要。
見直しが必要な項目	地産地消は、JAに限らず、青果物を扱う地元の八百屋へも働き掛けが必要。市場からの流通にも期待したい。

4. 平成28年度 事中評価結果 CHECK・ACTION 平成29年度 事前評価結果 PLAN	
事業の方向性	B：現状のまま継続
活動単位の選択と集中	15箇所の単独調理場の基本献立は、今後も継続して作成していく。 物資委員会では、品質及び価格について評価選定し決定する。
具体的な改革・改善の内容・時期・効果	栄養士による献立検討会及び栄養士・調理主任による献立作成会については、今までどおり開催する。 物資委員会については、単独調理場が共同で購入する品目について検討し、安価でより品質の良いものの購入を目指す。 地産地消の推進については、JA地産地消課と調整し、可能な限り市内産の納入に努める。
活動単位の中長期的な方向性	台風等の自然災害で納入予定の野菜が調達できない場合があるため、JAの外、青果物を取り扱う八百屋への働き掛けを行い、地産地消に努める。 第2次磐田市食育推進計画の学校給食における市内産野菜の使用割合を、平成29年度までに目標の20%を目指す。施設の老朽化や厨房機器等の劣化が進んでいるため、機器等の更新が必要である。